

寒川町クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)指定等に関する手引き

1 対象施設

所在地が寒川町内の民間施設

2 クーリングシェルター運用期間

国が定める熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート、以下アラートと記載)の運用期間と同一

3 クーリングシェルター指定基準

① 適切な機能を有した冷房設備があること

定期的にメンテナンスされており、施設の実情と規模に応じた冷房設備があること。

なお、当該施設の開放中は適宜、冷房運転をしてください。

② アラートが発表されたときに、当該施設を町民その他の者に開放できること

当該施設の閉館日等の開放を求めるものではありません。協定書で取り決める「開放可能日等」の範囲で開放してください。

また、アラートの発表時以外でも、熱中症予防のため当該施設の開放に御協力をお願いします。

③ 受け入れることが可能であると見込まれる人数が滞在することが可能な空間が適切に確保されていること

町民等の避難にあたり、最低限必要な物品を準備してください。(休憩用の椅子等)

④ クーリングシェルター案内ポスター、熱中症予防啓発チラシ等の掲示ができること

⑤ 町と施設の管理者との間において、気候変動適応法第 21 条第 3 項の規定による協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること

⑥ 公序良俗に反する又はそのおそれがある施設でないこと

⑦ その他町長が不相当と認める施設でないこと

4 申請方法

第1号様式「寒川町指定暑熱避難施設指定申請書」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて郵送または直接担当へ提出してください。なお、①から④は任意書式とします。

- ①施設の位置図
- ②施設の見取り図
- ③受入可能人数の算定の根拠となる資料
- ④ その他町長が必要と認める資料

5 指定までの流れ

- ① 担当へ第1号様式「寒川町指定暑熱避難施設指定申請書」を提出
- ② 申し出のあった施設がクーリングシェルター指定基準を満たすか町が審査
- ③ 当該施設をクーリングシェルターとして指定
- ④ 寒川町と当該施設で協定を締結
- ⑤ 当該施設をクーリングシェルターとして町ホームページ等で公表

6 指定の有効期間

指定を受けた年度については、指定を受けた日（アラート運用開始前の場合は運用開始日、アラート運用終了後の場合は、翌年度の運用開始日）からアラート運用期間が終了する日までとし、指定辞退の申し出がない場合は、翌年度以降も同一条件で更新します。

なお、次年度以降の指定の有効期間については、アラート運用期間と同一となります。

7 経費の負担

町は、指定及び運用等のために必要となる冷房設備等の購入費、電気代その他一切の経費について、負担しないものとします。

8 損害賠償

クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、いかなる場合においても、町はその責めを負わないものとします。

9 指定の辞退・取り消し

クーリングシェルターの指定を辞退しようとする場合は、指定解除をしようとする日の1か月前までに、第3号様式「寒川町指定暑熱避難施設指定解除申請書」に必要事項を記入し、担当へ提出してください。

また、当該施設が要件を満たさなくなった場合は、指定を取り消します。

【担当】

〒253-0196

寒川町宮山165番地

寒川町 健康福祉部 健康づくり課

TEL 0467-37-5156

FAX 0467-74-9141